省　令

○文部科学省令第十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第百十条第三項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十五日

文部科学大臣　川端　達夫

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第百七十条中「同法同条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」を「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に改める。

第百七十二条の次に次の一条を加える。

第百七十二条の二　大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一　大学の教育研究上の目的に関すること

二　教育研究上の基本組織に関すること

三　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

四　入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

五　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

六　学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

七　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

八　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

九　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2　大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

3　第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第百七十九条中「第百七十二条」を「第百七十二条の二」に改める。

（大学設置基準の一部改正）

第二条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第二条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改め、同条を第二条とする。

第二条の三中「適当な」を「適切な」に改め、同条を第二条の二とする。

（高等専門学校設置基準の一部改正）

第三条　高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第三条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改め、同条を第三条とする。

第三条の三中「適当な」を「適切な」に改め、同条を第三条の二とする。

（大学院設置基準の一部改正）

第四条　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改め、同条を第二条とする。

第二条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改め、同条を第二条とする。

第二条の三中「適当な」を「適切な」に改め、同条を第二条の二とする。

（短期大学設置基準の一部改正）

第五条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第二条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改め、同条を第二条とする。

第二条の三中「適当な」を「適切な」に改め、同条を第二条の二とする。

（学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正）

第六条　学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「法」の下に「及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）」を加え、同条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

第三条第一項第一号中「（昭和二十二年文部省令第十一号）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十二年六月十五日

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三六〇六	佐藤　好彦　二二、六、一		本人からの申請

○法務省告示第三百二十二号

長野県松本市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年七月十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、松本市役所又は長野地方法務局松本支局に照会すること。

平成二十二年六月十五日

法務大臣　千葉　景子

長野県東筑摩郡五常村五千九百三番地

髙橋**喜**多重

告　示

○政治資金適正化委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年六月十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三六七五	二二、五、二八	竹田公二郎
三六七六	二二、五、二八	中村　次男
三六七七	二二、五、二八	澤田　雅晴
三六七八	二二、五、二八	信野　正人
三六七九	二二、五、二八	樋口　教雄
三六八〇	二二、五、二八	才野　知裕
三六八一	二二、五、二八	横室　静男

○外務省告示第二百九十二号

平成二十二年六月一日にコロンボ（スリランカ）で、モルディブ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　高橋邦夫在モルディブ大使（スリランカにて兼轄）

モルディブ側　アリ・フセイン・ディディ在スリランカ　モルディブ高等弁務官

平成二十二年六月十五日

外務大臣　岡田　克也